

川辺川ダム・強制収用を許さないための学習会

無駄なダム建設は止めろ！ 国交省から球磨川・川辺川を 守り抜くために

国土交通省は土地や漁業権の強制収用までして有害無益なダム建設を強行しようとしています。強制収用とは何か、どうやって止められるのか、川辺川の裁判にも関わってこられた松野信夫弁護士に解説していただきます。オンライン視聴も出来ます。



日時 2025年4月12日(土) 13時半-16時半

会場 熊本市国際交流会館多目的ルーム
(市電花畑町電停下車,096-359-2121)
*入場無料

講師 松野信夫弁護士

学習会の内容:強制収用の手続(事業認定、裁決申請)とは、ダム本体着工までのプロセス、私たちに何が出来るのか



講師プロフィール まつののぶお 東京大学法学部卒、会社勤務を経て司法試験に合格。1982年 弁護士登録(第34期司法修習)。1982年 熊本共同法律事務所入所。1994年 くまもと法律事務所開設、所長として現在に至る。1997年 熊本県弁護士会副会長。元衆議院議員・参議院議員として約8年間国政に関わる。水俣病訴訟、豊田商事などの消費者問題、暴力団事務所明渡など民暴問題、川辺川ダム利水訴訟、ハンセン病事件、諫早干拓事件などに関わる(くまもと法律事務所のホームページから)。

主催・問い合わせ：子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

TEL 080-3999-9928 土森

MAIL tsuchi_tk@yahoo.co.jp

* オンライン視聴をご希望の方は下記サイトからお申し込み下さい。

<https://x.gd/fw3BhT> (右QRコード)

